

生徒心得

◎ 校内生活について

1 制服

- (1) 制服は正しく着用する。(A・Bどちらを選択してもよい)
- (2) 制服を改造しない。改造した場合、新しく購入する。
- A (1) 冬季は、学校指定のブレザー・白カッターシャツ・ネクタイ・スラックスを着用する。学校指定ベストの着用は任意とし、着用時にはブレザーを脱いでもよい。
- (2) 夏季は、学校指定の半袖オープンシャツ、または白カッター・ネクタイとスラックスを着用する。ただし半袖オープンシャツ着用時には、ベストを着用しない。
- B (1) 冬季は、学校指定のブレザー・長袖ブラウス・スカートを着用する。学校指定ベストの着用は任意とし、着用時にはブレザーを脱いでもよい。希望する場合、スカートの代わりに学校指定のスラックスを着用してもよい。
- (2) 夏季は、学校指定の半袖オープンシャツまたは長袖ブラウス・ベストと、スカートを着用する。ただし半袖オープンシャツ着用時には、ベストを着用しない。
- (3) スカートの丈は、購入時の長さを基準とする。

2 更衣

- (1) 6月1日・10月1日とする。(前後2週間の移行期間あり。)
- (2) 冬服の着用 10月1日～翌年5月31日とする。
- (3) 夏服の着用 6月1日～9月30日とする。

3 靴・靴下

- (1) 靴は、高校生として通学に適したものとする。
- (2) 運動靴、黒または茶色の革靴を標準とする。
- (3) 靴下の色は、白・紺・黒とする。また、ソックス(ワンポイント可・長さは膝下1/3まで)とし、冬季においては、ベージュ・黒のストッキングやタイツを使用してもよい。レッグウォーマーは禁止する。

4 防寒着

- (1) ブレザーの上に着用する場合、華美でないものとする。
(‘プルオーバー’タイプは不可とする。)
- (2) ブレザーの内に着用する場合、学校指定のベストとする。

5 頭髪・その他

- (1) 頭髪は高校生らしく、清潔さを保ち、清楚な髪型とする。
 - ①奇抜な髪型・パーマ・カール・脱色・染色・変色・つけ毛等は禁止する。
 - ②他人に不快感を与えぬよう、見苦しくない長さを保つようにする。
 - ③授業(実習等)に支障がないようにする。
- (2) 装飾品(ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット)は禁止する。
- (3) 化粧(口紅・マニキュア・着色リップ・アイプチ等を含む)、カラーコンタクトは禁止する。
- (4) 眉毛を加工しない。

6 通学

- (1) 登下校では交通マナーを守り、交通安全に努める。特に自転車の安全走行に心がける。
- (2) 自転車を通学に利用する場合は、各キャンパスの自転車通学規定に従う。
(申請用紙等は、入学時に生徒指導部から配付する。)
- (3) 自動車での送り迎えは、保護者以外禁止とし、校内の乗り入れについては各キャンパスの規定に従う。
- (4) 岐阜県では、高校生の四ない運動を推進している。「二・四輪車の免許を取らない」「車を買わない」「車に乗らない」「他人の車に乗せてもらわない」ようにする。

7 その他

- (1) 校舎内外の整理整頓を常に心がける。(器具・個人ロッカー・下足・机上など)
- (2) 高額な金銭や貴重品を持ってこない。持参した場合、各自でしっかり管理する。また貴重品袋等を利用する。
- (3) 携帯電話は、朝のSHRから、帰りのSHRまでの間は使用を禁止する。この間は電源を切って鞆に入れる。
- (4) 教科書・傘等の私物には記名し、管理をしっかりする。

◎ 校外生活について

1 外出

- (1) 不健全な飲食店等、高校生としてふさわしくないところには出入りしない。
- (2) 祭礼における、高校生どうしの呼び引きは禁止する。(飛騨地区申し合わせ事項)

2 アルバイト

- (1) アルバイトは、学校生活において、保護者の経済的負担の軽減をはかるとともに、将来の勤労観の育成を目的とする。
- (2) 長期休業及び土・日・祝祭日において、アルバイトを希望する場合は、アルバイト説明会に参加し学校へ届け出る。上記期間以外のアルバイトは認めない。特別な事情により、上記期間以外に行う場合は、相談の上、必ず所定の手続きをする。
- (3) 学業成績が不振な場合は認めない。
- (4) 「アルバイト届」には、保護者の同意、アルバイト先(雇用主)の確認、クラス担任・部顧問・生徒指導部の承認を必要とする。
- (5) 就業時間は、休業中の午前8時から午後6時までのうち8時間以内とする。また、長期の休業期間中のアルバイトの日数は、期間内の半数以下とする。
- (6) 次のような仕事に従事することは、労働基準法等に触れるため禁止とする。
 - ・遊興的接客業
 - ・宿泊を伴う仕事
 - ・危険を伴う仕事
 - ・夜間の仕事、及び午後6時以降に及ぶ仕事
 - ・自動車、又は二輪車等を使用する仕事、及びそれらに同乗する仕事
 - ・その他校長が好ましくないと判断したもの

3 その他

- (1) 携帯電話は節度ある使用に心がけ、有害情報には接触しない。また、他人を誹謗・中傷しない。
※フィルタリングサービスの利用と、家庭でのルールづくりに努めることは、岐阜県の条例により義務づけられている。
- (2) 校内で、新聞・ポスター・パンフレット・入場券などの発行・掲示・配布・販売を行う場合は届出をする。